

2016年12月

各位

機関誌編集委員会
委員長 河村 満

投稿規定の一部改定について

「高次脳機能研究」投稿規定の著作権に関する条文を下記のとおり変更いたしました。これに伴い誓約書の添付は不要となりました。2016年11月11日より適用となります。ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、新规定は、創刊号に遡り適用させていただきます。ご了承のほどお願いいたします。ご不明点等ございましたら2017年3月31日までに下記宛にご連絡いただけますようお願いいたします。

皆様からのご投稿を編集委員会一同お待ちしております。とくに長谷川賞の選考対象にあてはまる各位は奮ってご投稿いただければと思います。

改定前	改定後
2. 投稿者は、原則として本学会会員に限ります。本誌掲載後のすべての論文と資料の著作権は一般社団法人日本高次脳機能障害学会に帰属するものとします。投稿に際しては、著者全員がその旨を了解した誓約書（学会HPよりダウンロードして下さい）を郵送して下さい。	2. 投稿者は、原則として本学会会員に限ります。受理・掲載された論文の複製、図/表の引用および転載等の二次的使用に関する許可の権限は一般社団法人日本高次脳機能障害学会に属します。これによる使用料も一般社団法人日本高次脳機能障害学会に属するものとします。

以上

お問い合わせ先：一般社団法人日本高次脳機能障害学会 事務局
〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 2-24-18 江戸川病院内
TEL 03-3673-1557 FAX 03-3673-1512 E-mail office@higherbrain.or.jp